

第10回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
～郡山市新しい生活様式推進本部会議～

次 第

日 時：令和2年7月10日（金）20：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生（市内7例目）について

(2) その他

4 閉 会

別 紙

【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、
全部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長

1 開 会

2 あいさつ

(市長)

外出自粛が解禁となり、行政センター管内などにも出掛けているが、訪問先の状況（感染症対策）を見ると、受付で体温測定を行う所や行わない所、応接室での距離やマスクの着用もいろいろで濃淡がある。

「隗より始めよ」で、市役所から変わっていくことが、最大のメッセージになると思う。

執務室においては、隣どおしでも「仕切りを入れる」ことや「距離を離す」ことを実践し、市役所が見本となる位にしてほしい。

換気を十分に行うこととし、車中においてもカーエアコンは内気循環ではなく外気導入を、オフィスも換気を良くすることを心掛けてほしい。

今回の感染者は、職場内の感染であるが、同じ釜の飯を食べるからこそ、十分に注意してほしい。

市長室は換気を良くするため、全てオープンにしている。それぞれの執務室においても外から見られて困ることはないと思うので、ブラインドを上げて定期的に換気をしてほしい。

これからは、徹底的にウェブ会議にしていきたいと思います。一部の銀行では事前予約がないと面会もできない。そのようなことから、原則ウェブ会議で出来るよう工夫してほしい。

今までのやり方をウェブ会議に合わせるのではなく、ウェブ会議に今までのやり方を合わせる。これが、タイム・イズ・マネーにもつながる。

予約を取るなど、3密を回避した取り組みをお願いしたい。行政センターや学校も同様に在宅学習、オンラインに対応できるよう将来に向けて考えてほしい。仕事のやり方を見直すことが必要。

3密回避、消毒徹底、そして仕事のやり方の修正をお願いする。

3 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生（市内7例目）について

（保健所長）

記者会見資料に基づき説明。

(2) その他

（総務部長）

・7月9日に開催された第27回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議資料「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和2年7月9日改定版）」について、資料に基づき改正点（下線部）等を説明。

・本市においては、5月29日改定の「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針」において、屋内、屋外ともに5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外でにあっては人と人の距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）としている。

・本市の「新しい生活様式」の取り組みについて、資料に基づき説明。

（市長）

行政センターにおいては、マイナンバーの申請が増えている。3か月間で例年の1年分位の申請があるとのことなので、申請受付に当たっては3密にならないように工夫して対応してほしい。

市役所自身が、「新しい生活様式」のモデルと言われるよう、皆さんと一緒に取り組んでいくので、よろしくお願ひしたい。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について 【市内7例目】



ターゲット 3.3

令和2年7月10日
郡山市保健福祉部
保健所地域保健課
担当：佐久間 敦雄
TEL：924-2163

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

7月10日、郡山市保健所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【7例目】

年代	40代
性別	男性
居所	市内（単身）
症状・経過	<p>6月28日 東京で確認された陽性患者Aを含め市内飲食店において4人で会食。（他の同席者は同僚2名）</p> <p>6月29日 会社の研修施設で会議に出席。（出席者4名。本人、患者A及び県外者2名） ※市内から研修施設への移動は、本人が運転する乗用車で患者Aを乗せて移動。</p> <p>7月9日 勤務先から保健所へ連絡があり、陽性患者Aと会食した本人及び同僚2名を濃厚接触者と特定し、PCR検査を実施。</p> <p>7月10日 PCR検査の結果、本人が陽性と判明。他の会食者2名については、陰性。本人は市内医療機関に入院（症状なし）</p>
行動歴	発症14日前海外渡航歴なし 6/28、29に患者Aと濃厚接触
濃厚接触者	会社同僚 6名（7/9に濃厚接触と判定した2名を除く会社同僚の全員） 家族は県外在住で接触なし その他の濃厚接触者の有無については現在調査中
備考	

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年7月9日改定)

福島県

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)

(県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら
3週間ごとに段階的に緩和)

① 令和2年6月 1日(月)から令和2年6月18日(木)

② 令和2年6月19日(金)から令和2年7月 9日(木)

③ 令和2年7月10日(金)から令和2年7月31日(金)

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避（密集、密接、密閉）やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底。

イ 職場における感染対策

時差出勤や在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの取組を推進。

ウ 移動に関する感染対策

- ・ 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・ 県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・ 継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から御家族が帰省する場合等には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく感染防止対策の徹底を依頼。

(3) イベント等に関する協力依頼

7月10日以降、屋内・屋外ともに5,000人以下の参加人数とすること。

イベントの主催者等は、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど（参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など）、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、県民に対して外出自粛に関する必要な協力の要請等を行うとともに、施設管理者等やイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。
- ・マスクの着用。
※別紙「熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう」を参考に熱中症に注意
- ・手洗いなどの手指衛生。
- ・人と人との距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）。

イ 職場における感染対策

- ・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組。
- ・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進 など

ウ 移動に関する感染対策

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から御家族が帰省する場合等には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
～5月31日	不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける	県外からの観光客の呼び込みは控え、 県内観光から取り組む 観光地において、人と人との間隔を確保
①6月1日～6月18日	○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された 5つの都道府県との不要・不急の往来はできるだけ控える	
②6月19日～7月9日	○	○ 県外からの観光客の呼び込みを実施 観光地において、人と人との間隔を確保
③7月10日～7月31日		

外出自粛の段階的緩和（クラスター発生施設等）

時期	クラスター発生施設等への外出自粛等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設等も含まれる)
～5月31日	業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討	業種別ガイドラインの作成
①6月1日～6月18日		<p style="text-align: center;">○</p> 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討
②6月19日～7月9日		
③7月10日～7月31日	<p style="text-align: center;">○</p> 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討	

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに!



屋外で
人と**2m以上**
(十分な距離)
離れている時

..... (マスク着用時は)



激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう



暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ



のどが潤いていなくても こまめに水分補給をしましょう



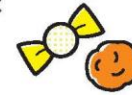
1時間ごとに
コップ1杯

・1日あたり
1.2L(1.2リットル)を目安に



ペットボトル
500mL 2.5本
コップ約6杯

・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定



暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)



水分補給は忘れずに!

- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

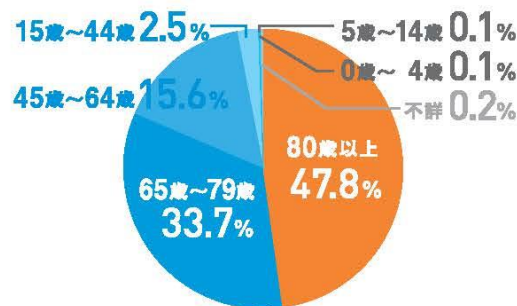
知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



熱中症による死亡者の数は
真夏日(30℃)から増加
35℃を超える日は特に注意!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、
 涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

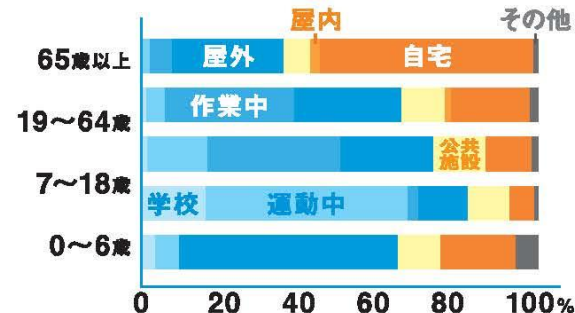


出典：「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死亡者の
約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、
 若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合



出典：「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は
半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外
 での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。
周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・滞在時間の制限			滞在時間の制限	小人数で滞在時間の制限	乗車人数制限・時差通勤	入場人数の制限・滞在時間の制限
密集	接触スポーツの制限	密の注意喚起掲示	四方を空けた席配置	レジ等で間隔を空ける(床に印をつける等)	四方を空けた席配置・展示配置の工夫	四方を空けた席配置	四方を空けた席配置	座席間隔に留意	座席間隔に留意・真正面は避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生対策 その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後の飲み会等は控える	—	入場時手指衛生				こまめな手洗い	—	入場時手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

(3) イベント等に関する協力依頼

7月10日以降、屋内・屋外ともに5,000人以下の参加人数とすること。

イベントの主催者等は、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど（参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など）、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

【イベント等の開催可否の判断】

①の段階(6月1日から6月18日まで)

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ・展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること

②の段階(6月19日～7月9日まで)

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

【イベント等の開催可否の判断】

③の段階(7月10日～7月31日まで)

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。
- ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例えばプロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例えば展示会的主催者と来場者等)には両者を合計した数とする。

【イベントの無観客開催について】

全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等)については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策(例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等)を講じること。

イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催すること(7月10日以後は各段階における上限人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること)。

【祭り等の行事に係る対応】

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ①地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずること。
- ② ①以外の行事(全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの)については、中止を含めて慎重に検討すること。

【感染拡大防止に係る重要な留意点】

- ①各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ②イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。
- ③入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベントの主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

イベント開催制限の段階的緩和（その1）

時期		収容率	人数上限
①6月1日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
②6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
③7月10日～7月31日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

イベント開催制限の段階的緩和（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
①6月1日～ 6月18日	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②6月19日～ 7月9日	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		
③7月10日～ 7月31日	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

「移行期間における都道府県の対応について」

(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づく措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

県有施設における大規模イベント等の取扱いについて

令和2年7月9日
危機管理部

- 屋内・屋外ともに5,000人以下のイベント等を目的に使用する貸ホールなどについて、7月10日から新規の予約受付を再開する。
- 施設が行うイベント等については、基本的な感染防止対策に加え、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど、感染拡大のリスクを最小限にすること。

本市の「新しい生活様式」の取り組み



ターゲット3.3

2020.7.10現在

1 各部局共通の取り組み

- ・YouTubeによる市長メッセージの配信（5月7日、7月4日 ※「新しい生活様式」関連メッセージ）
- ・感染予防対策ポスターの掲示
- ・庁舎入口、各所属入口、トイレ等への手指消毒液の設置
- ・階段及びエレベーター手すり、筆記用具、来客用スリッパ等の定期的な消毒
- ・執務室の定期的な換気、カウンター、来客用椅子等の消毒及び励行のための庁内放送
- ・飛沫感染防止用透明フィルム、衝立の設置
- ・全職員のマスク着用
- ・来庁者との面接対応記録票の作成
- ・職員の出勤前検温の実施徹底、上司の確認
- ・ネット中継、電子会議、Web会議、オンライン研修（e-ラーニング）の積極的活用
- ・各種会議における書面開催の活用
- ・風邪の症状での休暇取得（早退）者の報告
- ・ソーシャルディスタンス確保のため、市民の利用する座席について、間隔を離して配置
- ・市の指針に基づき、イベント開催及び施設利用における利用者、入場者を制限
- ・在宅勤務、サテライトオフィス活用による分散勤務の推進
- ・時差勤務、年休・夏季休暇の取得促進等の取組推進

2 各部局における主な取り組み

部局名	取り組みの内容
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」啓発のため、庁舎出入口やウェルカムボードへの掲示 ・採用試験の会場分散化、検温、体調申告、ソーシャルディスタンスに配慮した席配置の実施 ・公募型プロポーザルを行うに当たり、オンラインでプレゼンテーション及びヒアリングを実施 ・ソーシャルディスタンスを確保した執務室レイアウトの変更 ・新しい生活様式に対応した避難所開設訓練実施、段ボールベッド、パーテーション等の確保 ・郡山市防災情報伝達システムによる「新しい生活様式」の周知・啓発 ・来庁者が長時間庁舎内に滞在しないよう、市民ホールのテレビ放映を中止
政策開発部	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見会場を記者クラブから特別会議室へ変更し密集を回避
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁を徹底し、極力対面による接触を削減 ・6月定例会に係る勉強会を少人数出席方式に変更 ・6月から物品購入と建物維持管理業務に電子入札を導入 ・工事検査の際、出席者名簿を作成するとともに広い部屋で換気、マスク着用を徹底
税務部	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホを用いた納税方式を導入し、テレビや広報紙、ウェブサイト等で周知
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への注意喚起として市民課モニターを活用して感染防止を啓発 ・JR郡山駅観光案内所に転入・転出手続きに必要な書類を封入した「持ち帰り用封筒」を配置し、市役所に来庁する機会を削減 ・スマホやパソコン等による住民票等の発行予約をする「住民票等電子申請サービス事業」の活用により、市民課窓口での待ち時間を短縮 ・郵便請求手続きを活用し、窓口に来ることなく各種証明書等を交付することで接触機会を削減
文化スポーツ部	<p>【郡山市民文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「チケット購入窓口」「自販機」「エレベーター内」において、人との間隔を空けるため立ち位置を明示 ・利用者の退館が1か所に集中しないよう、各出口へ繋がる導線を明示 <p>【文学の森資料館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金受け渡しの際、トレイを使用

部局名	取り組みの内容
文化スポーツ部	<p>【開成館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯室等での職員のタオルの供用を取り止め、ペーパータオルを使用 <p>【大安場史跡公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の受け入れ人数制限（一室の利用人数を30人までに制限。展示室の団体向け解説中止） ・日常の個人体験学習を対面や接触で行う方式から非接触方式に変更 <p>【郡山しんきん開成山プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採暖室及びキッズスペースの利用停止 ・プール入場前に、氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）、体温等の書面への記入 ・水泳教室等における講師のフェイスガード着用 <p>【西部地区体育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナの出入口を区分け（入口専用と出口専用）
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口が密にならないよう、混雑時は別エリアで待機いただき順番に呼び出す方式を導入 ・所管施設の入浴利用時、1回限り30分以内、洗い場の間隔を1つずつ空けて利用、大広間の滞在は原則1時間以内で1テーブル1人の利用、将棋・囲碁・カラオケ等の利用不可等を利用者に依頼 ・指定管理施設の講座等を実施する際は、通常より大きい部屋を利用し、受講者どおしの間隔をできるだけ2m（最低1m）確保
保健所	<p>【離乳食教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員を1教室24組から8組に減らすとともに、付き添いは子ども1人につき1名に制限し、人と人との間隔を2m確保(開催回数を増やして対応) ・教室の時間を2時間から1時間に変更、試食中止 ・受付時に体温測定、コロナウイルス感染症チェックシート(体調や感染者との接触歴等)で確認。入出の際は手指のアルコール消毒を徹底 ・調理のデモンストレーションの際に説明者はフェイスシールドを着用
こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請受付、交付事務で郵送方式を導入 ・集団健診事業等における体調確認と体温測定の徹底、3密防止のための人数制限、定期的な換気、待ちスペースの設定等を実施 ・保育所における運動会、夏祭り等の行事を少人数で実施
農林部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当等受給者を対象とした郡山産米あさか舞10kg配布の際、市役所敷地内にドライブスルー引換所を設置し、受け取りに伴う密集を回避 ・一般消費者を対象とした生鮮魚介類等の販売の際、市場敷地内にドライブスルー引換場所を設置し、受け取りに伴う密集を回避
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助事業等申請について、原則電子申請又は郵便申請で受領 ・中小企業等応援プロジェクト受付窓口を設置
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に対応した『新しい生活様式』に基づく学校生活事例集」を作成・送付し、市立学校で実践 ・市立学校にモップを配布するとともに、感染防止のため、2学期以降トイレ清掃を業者に委託 ・市立学校の給食時に、向かい合わせで食べないように指導
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会本会議（市政一般質問）で半数議員の交代出席とし、3密防止対策を実施 ・市政一般質問の開始時間の繰り上げ及び議案調査日程変更による会期・会議時間短縮 ・ソーシャルディスタンス確保のため、常任委員会における委員間の座席距離を1m離して配置
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・外来者の名刺受（貴名受）を執務室の外へ移動して設置 ・多人数での会議、研修を見合わせ ・口座振替、PayB、クレジット収納等、カウンターレス収納の推進